

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

（名称）中津川市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
中津川市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>■現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中津川市は岐阜県の南東部に位置する山間のまちで、中心市街地以外は山間部に多くの農村集落が点在している。 ➢ 主な市内の公共交通として、市南東部には JR 東海中央本線、南西部には明知鉄道を有し、中心市街地及びその周辺ではタクシーが運行しているものの、それ以外の地域では路線バスがほぼ唯一の交通手段となっている。 <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自家用車の普及や人口減少、少子高齢化により通勤・通学などを主とした路線バス利用者が減少し、一部の地域では民間バス路線の廃止に直面したことで、廃止代替や欠損補助を行い市民の交通手段を確保している。 ➢ 既存の交通体系では対応しきれない地域内交通の確保のため、幹線となる民間バス路線を補完する目的で地域内フィーダー系統を運行しているが、採算性は低く財政面で市の大きな負担となっている。 <p>■目的・必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2018 年 3 月に、中津川市の公共交通を取り巻く課題を解決し、公共交通網の維持を目指す中津川市地域公共交通網形成計画を策定した。 ➢ 「住んでよかった、住んでみたい街に。～公共交通網の維持で定住を推進～」を基本方針とし、①定住を支える公共交通、②観光と利用促進、③運転手不足解消に向けて、といった目標のもとに公共交通網の確保・維持に向けた取り組みを進めている。 ➢ 中津川市地域公共交通網形成計画を踏まえ、複数の交通機関が役割を分担し、地域・交通事業者・行政の連携により利便性の高い持続可能な公共交通網を維持すること、また、地域公共交通確保維持事業により地域内フィーダー系統を確保・維持することで、地域住民の日常生活に必要な移動手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

中津川市地域公共交通網形成計画で設定した目標値との整合性を図るため、本計画における目標値は、補助対象系統ごとの利用者数を基準年度（2016年度）以上とする。

地区	番号	運行系統名	利用者数	
			目標値 (2016年度)	実績値 (2019年度)
福岡	1	矢平線	790人以上	544人
	2	若山線	263人以上	52人
	3	新田線	905人以上	744人
	4	本郷線	767人以上	608人
	5	上之平・下組線	544人以上	496人
坂本 中津	6	坂本三坂線	11,353人以上	11,353人
	7	坂本三坂線（市民病院経由）	2,072人以上	2,072人
坂下	8	上野線	724人以上	709人
	9	上野・外洞線	1,740人以上	1,396人
	10	上野・外洞線（短縮ルート）	728人以上	1,595人
	11	上野・合郷線	312人以上	523人
	12	外洞線（上り）	2,112人以上	2,436人
	13	外洞線（下り）	300人以上	352人
	14	西方寺・握・高部線	908人以上	782人

※6,7の目標値と実績値は、2019年度の東鉄バス中津川線利用者数のうち、中津川市内の走行キロ（72%）で按分した数値とする。ただし、実証運行の結果を踏まえ、次年度以降は目標値を見直す可能性がある。

【参考】中津川市地域公共交通網形成計画における定量的な目標（中津川市地域公共交通網形成計画 P.30 参照）

評価指標	数値目標
住民1人あたりの公共交通年間利用回数	8.6回/人以上

※住民1人あたりの公共交通年間利用回数は、公共交通利用者数を住民1人あたりに換算して算出するものであり、公共交通利用者数は下記を合計した数としている。

- ▶ 北恵那バス年間利用者数
- ▶ 明知鉄道阿木駅と飯沼駅の年間乗降者数
- ▶ 自主運行バス年間利用者数（補助対象系統を含む）

(2) 事業の効果

- ▶ 地域住民などの日常生活に必要な移動手段が確保される。
- ▶ 幹線と地域内フィーダー系統が連携することで、効率的な運行体系が構築され、自家用車などを持たない方の通学や通院、買い物などの生活に必要な移動手段を確保することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①公共交通の運行を継続します（地域公共交通網形成計画 P.14 参照）

- 市内9地区でコミュニティバスを運行【交通事業者等（中津川市委託）】
- 乗り継ぎが可能な路線バスの時刻を記載した時刻表を配布するなど、相互の利用促進を図る【中津川市、交通事業者】
- 運行経路や時刻を改編する際には、運行事業者や利用者の意見を聞き、地域の実情にあった見直しを行うことで利便性を向上させる【中津川市、交通事業者、地域住民組織】
- 維持が困難となったバス路線について、多様な選択肢を検討・協議し、実証運行等を行いながら、地域に最適なサービスを継続する【中津川市、交通事業者】

②路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎ割引（地域公共交通網形成計画 P.17 参照）

路線バスとコミュニティバスを乗り継いで利用した場合には、コミュニティバス運賃相当分の割引を行います【中津川市、交通事業者】

③経路検索の充実に向けたデータ整備（地域公共交通網形成計画 P.23～24 参照）

バスデータ整備とオープンデータ化を行い、データ活用を通じて利用者の利便性向上に取り組めます【中津川市、交通事業者】

※補助対象路線だけでなく、中津川市内の公共交通網全体を見据え、地域公共交通網形成計画に基づき事業を実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

中津川市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

補助対象事業者の名称	地区	番号	運行系統名
北恵那交通株式会社	福岡	1	矢平線
		2	若山線
		3	新田線
		4	本郷線
		5	上之平・下組線
	坂本 中津	6	坂本三坂線
		7	坂本三坂線（市民病院経由）
株式会社サカガワ	坂下	8	上野線
		9	上野・外洞線
		10	上野・外洞線（短縮ルート）
		11	上野・合郷線
		12	外洞線（上り）
		13	外洞線（下り）
		14	西方寺・握・高部線

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【<u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【<u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>

20. 協議会の開催状況と主な議論

【2017 年度】

- ・ 2017 年 5 月 30 日 第 1 回中津川市公共交通会議
平成 28 年度コミュニティバス運行実績、平成 30 年度地域公共交通確保維持改善計画の概要説明、自家用有償旅客運送者の登録更新について
- ・ 2017 年 6 月 27 日 第 2 回中津川市公共交通会議（書面開催）
平成 30 年度地域公共交通確保維持改善計画について
- ・ 2018 年 1 月 11 日 第 3 回中津川市公共交通会議
中津川市地域公共交通網形成計画について、地域公共交通確保維持改善事業 事業評価
- ・ 2018 年 3 月 19 日 第 4 回中津川市公共交通会議（書面開催）
中津川市地域公共交通網形成計画の策定

【2018 年度】

- ・ 2018 年 6 月 22 日 第 1 回中津川市公共交通会議
新規路線苗木城線運行について、コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について、平成 31 年度生活交通確保維持改善計画について、平成 29 年度コミュニティバス運行実績、中津川市地域公共交通網形成計画に基づく実施事業
- ・ 2019 年 1 月 11 日 第 2 回中津川市公共交通会議
坂下地区コミュニティバス 上野・外洞線について、地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について

【2019 年度】

- ・ 2019 年 6 月 24 日 第 1 回中津川市公共交通会議
中津川市地域公共交通網形成計画の変更について、生活交通確保維持改善計画について、バス乗り継ぎに伴うコミュニティバス運賃の割引について
- ・ 2020 年 1 月 21 日 第 2 回中津川市公共交通会議
地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について、（一社）最先端田舎中津川での地方バス活性化の取り組みのご紹介、中部運輸局長表彰（一般協力者）の受賞について

【2020 年度】

- ・ 2020 年 6 月 24 日 第 1 回中津川市公共交通会議
自家用有償旅客運送（市町村福祉有償輸送）の更新について、自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送）の更新について、生活交通確保維持改善計画について
- ・ 2020 年 11 月 24 日 第 2 回中津川市公共交通会議
北恵那バス 坂本三坂線の新設について、蛭川地区コミュニティバスの再編について、令和 3 年度生活交通確保維持改善計画の変更について、地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について

※下線は中津川市地域内フィーダー系統確保維持計画に関係する協議項目

21. 利用者等の意見の反映状況

- 路線や時刻表の見直しにあたっては、運行区域ごとに利用者や市民代表、事業者、行政が参画する地域バス検討委員会を開催し、利用者の意見を反映している。
- 運行事業者に聞き取りを行い、運転手などに寄せられた利用者意見の把握に努めている。
- 必要に応じて利用者アンケートを実施し、地域住民の意見の集約に努めている。

22. 協議会メンバーの構成員

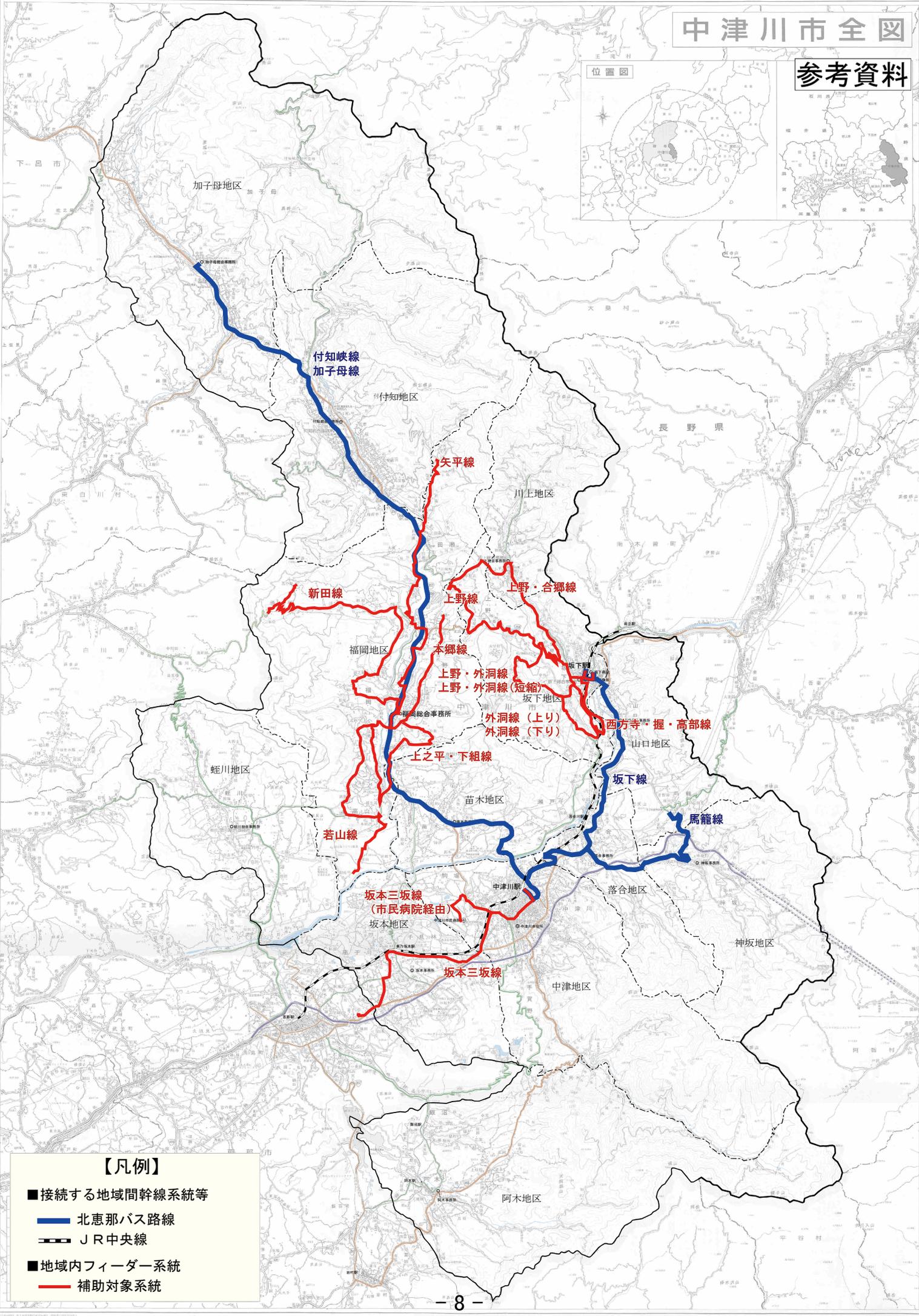
関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
関係市区町村	中津川市定住推進部
交通事業者・交通施設設置管理者等	【交通事業者等】 北恵那交通(株)、東濃鉄道(株)、濃飛乗合自動車(株)、(有)ごとう、近鉄東美タクシー(株)、(株)サカガワ、東鉄タクシー(株)、東海旅客鉄道(株)、明知鉄道(株)、NPO 阿木ふるさと福祉村、NPO かしもむら、NPO つけちスポーツクラブ 【交通事業者団体】 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会東濃支部 【運転者団体】 北恵那交通労働組合 【道路管理者】 岐阜県恵那土木事務所、中津川市建設部 【公安委員会】 中津川警察署
地方運輸局	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	中津川市区長会連合会、中津川市老人クラブ連合会、加子母地区高校通学バス運営協議会、付知高校通学バス保護者会、中津川市社会福祉協議会、名古屋大学客員准教授(学識経験者)

中津川市全図

位置図



参考資料



【凡例】

- 接続する地域間幹線系統等
- 北恵那バス路線
- JR中央線
- 地域内フィーダー系統
- 補助対象系統